

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十四号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条（略）</p> <p>（条例第十五条の三第二項の人事委員会規則で定める期間）</p> <p>第十九条 条例第十五条の三第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。</p> <p>第二十条（略）</p>	<p>第十八条（略）</p> <p>第十九条（略）</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和七年十月一日から施行する。